

## 資料6 小川彰委員提出資料

各都道府県知事宛て

厚生労働省医政局長（平成22年 4月14日発）

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について

- 大学病院などの地域の中核病院を中心とした臨床研修病院群の形成を促進する観点から、連携して臨床研修を行うこと。
- 地域医療のシステム化を図り、研修病院群における緊密な連携を保つため、構成する病院、施設は、同一の二次医療圏内又は同一の都道府県内にあることが望ましい。

平成23年度臨床研修病院一覧から

総病院群数；1038

大学病院が基幹型	114
協力型に大学病院を含む	293
大学病院との連携なし	631 (60.8%)
計	1038

大学病院との連携なし	631病院群の連携状況
協力病院3以下	452 (71.6%)
協力病院4以上	179

(連携数が多い179病院群の中に

同一医療圏内、同一県内にない病院の現実的でない連携が多く含まれる

例：北海道から沖縄の病院まで含む病院群など)

問題点

医政局長通達に明記されている視点が欠如している病院群が横行している

総1038の病院群と基幹病院を分析すると

1. 大学病院との連携がない病院群が約2/3を占める
2. 連携状況が貧弱な病院群が約2/3を占める(大学病院と連携なし病院群で)
3. 同一の医療圏内、都道府県内にあることが望ましい。ルールが無視されている